

平成 27 年

静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

平成27年 2 月 4 日 開会

平成27年 2 月 4 日 閉会

静岡県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

| | |
|-------------------------------------------------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のための出席者 | 2 |
| 職務のための出席者 | 2 |
| 開 会 | 2 |
| 日程第1 議席の指定について | 3 |
| 日程第2 会議録署名議員の指名について | 3 |
| 日程第3 会期について | 3 |
| 日程第4 一般質問 | 3 |
| 日程第5 議案第1号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について | 5 |
| 日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について | 6 |
| 日程第7 議案第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について | 6 |
| 日程第8 議案第4号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) | 7 |
| 日程第9 議案第5号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 | 8 |
| 日程第10 議案第6号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算 | 9 |
| 日程第11 静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の委員及び補充員の選挙 | 10 |
| 閉 会 | 12 |

平成 27 年静岡県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会会議録

○議事日程

平成27年 2 月 4 日（水）午後 2 時50分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正につい
て
- 日程第 7 議案第 3 号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例
基金条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第10 議案第 6 号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計予算
- 日程第11 静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第11まで

○出席議員（18人）

| | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| （ 1 番） | 高 村 謙 二 君 | （ 2 番） | 鷹 嶋 邦 彦 君 |
| （ 3 番） | 石 上 顕太郎 君 | （ 4 番） | 飯 田 正 志 君 |
| （ 5 番） | 梅 本 和 熙 君 | （ 6 番） | 森 延 彦 君 |
| （ 7 番） | 秋 田 稔 君 | （ 9 番） | 八 木 栄 君 |
| （10 番） | 楠 山 俊 介 君 | （11 番） | 太 田 康 隆 君 |
| （12 番） | 梅 原 一 美 君 | （13 番） | 藤 井 武 彦 君 |
| （14 番） | 西 島 昌 和 君 | （15 番） | 菊 地 豊 君 |
| （17 番） | 田 辺 信 宏 君 | （18 番） | 齋 藤 重 君 |
| （19 番） | 岩 崎 高 雄 君 | （20 番） | 山 本 博 保 君 |

○欠席議員（2人）

（8番） 中野弘道君 （16番） 北村正平君

○説明のための出席者（9人）

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 広域連合長 | 原田英之君 | 副広域連合長 | 石原茂雄君 |
| 副広域連合長 | 遠藤日出夫君 | 事務局長 | 笹間靖弘君 |
| 事務局次長 | 牧野敏広君 | 資格管理室長 | 長谷川達巳君 |
| 保険料室長 | 望月伸浩君 | 医療給付室長 | 森川秀幸君 |
| 電算室長 | 林欣哉君 | | |

○職務のための出席者（3人）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 書記 | 長山岡慶博君 | 書記 | 山田貴美君 |
| 書記 | 中山克仁君 | | |

午後2時50分開会

○議長（石上顕太郎君）ただ今の出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会いたします。

この際、私から諸般の報告として4点の報告を申し上げます。

初めに、議員の異動について御報告をいたします。閉会中に、市長区分から選出をされていまして齊藤栄議員が昨年9月13日に、町議会議員区分から選出をされていまして土屋桑太郎議員が昨年10月9日に任期を満了されました。このことにより、2名が欠員となりましたが、昨年10月17日告示の静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、市長区分から高村謙二議員が、町議会議員区分から鷹嶋邦彦議員が当選されましたので、御報告をいたします。

次に、本日広域連合長から議案第1号「静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」ほか5件の議案が提出をされております。

次に、監査委員から平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合定期監査及び平成26年6月分から平成26年12月分の現金出納検査の結果について報告があり、お手元に配付してあります。

次に、2015年1月20日付けで、静岡県社会保障推進協議会会長林克氏及び静岡県高齢期運動連絡会会長杉山次郎氏から「後期高齢者医療制度の運用に関する陳情」が提出され、陳情書の写しをお手元に配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定について

○議長（石上顕太郎君）日程第1、「議席の指定」を行います。

議員の異動に伴い、改めて議席の指定を行います。

新たな議席は、ただ今御着席の議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（石上顕太郎君）次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において高村謙二議員及び鷹嶋邦彦議員を指名いたします。

日程第3 会期について

○議長（石上顕太郎君）次に、日程第3、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（石上顕太郎君）次に、日程第4、「一般質問」に入ります。

発言通告により、太田康隆議員の質問を許します。

太田康隆議員。

○議員（太田康隆君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

静岡県後期高齢者医療広域連合の番号制度への対応状況について質問いたします。

平成26年7月定例会において、西島議員より番号制度に対する静岡県後期高齢者医療広域連合としての対応状況について一般質問がありました。

事務局長の答弁によりますと、「後期高齢者医療制度の番号制度対応について、国、県などからの情報量も少なく対応に苦慮している」とのことでした。今年の10月には国民に個人番号の通知発送が全国一斉に始まります。広域連合としても対応を急いでいるところだと思いますけども、次の項目についてお尋ねいたします。

まず第1点目、7月議会の時点では情報も少なく不明確な点が多かったと思いますが、それ以降に国などから示されるなどして判明した事項について教えてください。

次に、番号法に定められている特定個人情報保護評価についてお尋ねをします。

個人番号がさまざまな面で利用されることにより、自分の情報が安全に取り扱われていると安心してもらう必要があります。そのため、地方公共団体など個人番号を含む特定個人情報フ

ファイル保有者には、保有することによるリスクやその対策を記載した評価書の作成が義務付けられています。現在の評価書作成状況と評価書第三者点検の方法について、広域連合の状況をお尋ねいたします。

最後に、広域連合の番号制度対応のスケジュールについてお尋ねいたします。

多くの被保険者を抱える広域連合は、円滑な移行準備に多くの作業を要するものと思います。現時点で広域連合が考えているスケジュールをお答えください。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（石上顕太郎君）答弁願ひます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）ただ今の御質問にお答えいたします。

ご案内のように、皆さまの市町におきましても番号制度への対応に努めているものと思います。当広域連合におきましても、県や国保連合会、他の広域連合と連絡を取りながら、制度の円滑な運用ができるよう準備を進めているところであります。

まず1点目、その後の状況であります。昨年9月と12月に個人番号を利用できる事務を示した内閣府総務省令が制定され、後期高齢者医療の関係では被保険者の届出、保険料の徴収や賦課に関する事務などが指定されました。

また、10月には導入の手順を示した「後期高齢者医療広域連合における番号制度導入の手引き」いわゆるガイドラインが国から通知され、同時期に電算システムの改修概要や具体的な保護評価様式も国民健康保険中央会から示されております。

次に2点目、特定個人情報保護評価の対応についてお答えします。

これまでに国等から示された情報をもとに、番号制度対応のため、事務局内にプロジェクトチームを立ち上げて体制を整えるとともに、本年度末を目途に作業マニュアル見直し、リスク項目と安全管理措置の検討、評価書作成の作業を進めております。また、評価書作成には電算情報システムに関する技術的専門知識が必要であるため、ベンダー、供給事業者ですが、ベンダーと評価書作成支援業務の委託契約を締結いたしました。

作成した評価書は、国の特定個人情報保護委員会に提出する前に、個人情報保護または情報システムに見識を有する有識者による第三者点検を受ける必要があります。そのため、この点検を情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の事項に加える条例改正案を今定例会に提案いたしました。

また、今定例会議案の平成27年度当初予算案には、システム改修やセキュリティ強化対策など所要の経費を計上しております。

最後に3点目の今後のスケジュールについてであります。

現在、作業を進めている評価書案が完成しましたら、ホームページなどで公開して広く住民の意見を聴取いたします。

その意見で反映すべきものがあれば修正し、それを7月を目途に情報公開・個人情報保護審

査会による第三者点検を実施し、その後に国の特定個人情報保護委員会に提出する予定であります。提出後には、広域連合と市町が共通で利用する後期高齢者電算システム、標準システムと呼んでいますが、このシステムのセットアップと市町連携テストが可能となるため、平成 28 年前半にはシステム上での個人番号利用ができる態勢が整う予定でございます。本格活用されるのは、中間サーバーや住基ネットなど外部との接続整備が完了する平成 29 年 7 月頃となる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石上顕太郎君）再質問はありますか。

○議員（太田康隆君）再質問はありません。

○議長（石上顕太郎君）以上で、太田康隆議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

日程第 5 議案第 1 号 静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

○議長（石上顕太郎君）次に日程第 5、議案第 1 号「静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは御説明いたします。議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 1 号「静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」でございますが、これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成 25 年法律第 27 号の施行に伴い、広域連合情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務に、特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を加える必要があるため当該条例の一部を改正するものでございます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第 1 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

日程第6 議案第2号 静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について

○議長（石上顕太郎君）次に日程第6、議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）御説明いたします。議案書の3ページをお願いします。

議案第2号「静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」ですが、行政手続法の改正に併せ、当該条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、同法の適用除外とされている地方公共団体が実施する処分及び行政指導について、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

日程第7 議案第3号 静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部改正について

○議長（石上顕太郎君）次に日程第7、議案第3号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）それでは御説明いたします。議案書の7ページをお願いします。

議案第3号「静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」であります。低所得者世帯及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減措置を平成27年度においても実施するため、国からその財源として交付される交付金を、この基金条例に基づき一旦基金に積み立てておくため、基金条例の附則第2項に規定する失効期限を国の指示に基づき1年延長し、平成28年3月31日に改正するものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

日程第8 議案第4号 平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石上顕太郎君）次に日程第8、議案第4号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）御説明いたします。議案書の9ページをお願いします。

議案第4号「平成26年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、主な内容は、平成26年度特別調整交付金に係る交付基準が示され、被保険者の健康増進のために必要とされる事業等や東日本大震災等に係る経費に対し、国から特別調整交付金が交付される等のため、特別会計歳入歳出予算をそれぞれ8,554万2千円増額するものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

日程第9 議案第5号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

○議長（石上顕太郎君）次に日程第9、議案第5号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）御説明いたします。議案書の23ページをお願いします。

議案第5号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,833万8千円と定めます。

第2条は、債務負担行為のできる事項、期間及び限度額を定めます。

第3条は、歳出予算については、各項目間で過不足を流用できるものといたしております。

次に26ページ、第1表歳入歳出予算のうち歳入の主なものでありますが、1款1項負担金は、県内市町の負担金でございます。

2款1項財産運用収入は、財政調整基金の運用利子、4款1項繰越金は、平成26年度決算見込みによる繰越金でございます。

次に、27ページの歳出のうち主なものでございますが、1款1項議会費は、議員報酬や会議旅費等であります。

2款1項総務管理費は、事務局職員9名の人件費負担金や事務所の賃借料等の庶務的経費であります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」]

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

日程第10 議案第6号 平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長（石上顕太郎君）次に日程第10、議案第6号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（笹間靖弘君）御説明いたします。議案書の41ページをお願いします。

議案第6号「平成27年度静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について御説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,795億347万3千円と定めます。

第2条は、債務負担行為のできる事項、期間及び限度額を定めます。

第3条は、一時借入金の借り入れの最高額を200億円と定めます。

第4条は、歳出予算については、各項目間で過不足を流用できるものといたしております。

44ページをお願いします。第1表歳入歳出予算でございますが、平成27年度予算は、被保険者の増加に伴う保険給付費及びマイナンバー制度の開始に対応する予算となっております。

歳入の主なものでございますが、1款1項市町負担金は、市町から共通経費としての事務費負担金、市町において収納しました保険料負担金、保険料軽減に係る保険基盤安定負担金及び法に基づく定率負担金の療養給付費負担金であります。

2款1項国庫負担金は、国から法に基づく定率負担金の療養給付費負担金及び高額医療費負担金であります。2項国庫補助金は、各都道府県の被保険者の所得水準に応じて国から交付される調整交付金及び健康診査事業費補助金であります。

3款1項県負担金は、県から法に基づく定率負担金の療養給付費負担金及び高額医療費負担金であります。

4款1項支払基金交付金は、国民健康保険等の医療保険からの後期高齢者交付金であります。

8款1項基金繰入金は、低所得者世帯等の保険料軽減策の財源とするため、臨時特例基金からの繰入金であります。

46ページをお願いします。歳出のうち主なものでありますが、1款1項総務管理費は、業務

運営に係る経費で、医療費通知等の通信運搬費、被保険者証の作成業務ほか、マイナンバー制度開始に伴う新規の電算機器の賃借料や電算システム改修委託料のほか、事務局職員 21 名の人件費負担金が主なものであります。

2 款 1 項療養諸費は、国保連合会を通じ医療機関等へ支払う医療給付費等であります。

3 款 1 項県財政安定化基金拠出金は、県が設置する財政安定化基金に積み立てる拠出金であります。

5 款 1 項健康保持増進事業費は、市町において実施します被保険者の健康診査に係る経費であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石上顕太郎君）以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

本件に対する質疑の通告はありません。

これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する討論の通告はありません。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第 6 号について採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は可決されました。

日程第 11 静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（石上顕太郎君）次に日程第 11、「静岡県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙」を行います。

本件は、地方自治法第 182 条第 1 項の規定により選挙管理委員を、同条第 2 項の規定により補充員を選挙するものであります。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員については、お手元に配付いたしました資料のとおり、朝比奈紘様、初澤明博様、杉本喜三郎様、秋山三喜男様、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました4人の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4人の方が、選挙管理委員に当選されました。

続きまして、補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、指名の方法については、議長が指名することに決しました。

補充員については、お手元に配付いたしました資料のとおり、杉山重夫様、鈴木敏弘様、渡邊王雄様、原静夫様、以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました4人の方を補充員の当選人と定め、繰り上げ順序は指名順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（石上顕太郎君）御異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4人の方が、補充員に当選されました。

○議長（石上顕太郎君）以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長。

○広域連合長（原田英之君）本日は2月定例会にご出席いただきましたことに御礼申し上げますと共に、重ねてすべての議案につきまして御審議いただき、誠にありがとうございました。御質問のございましたマイナンバー制度につきましても、しっかりと対応して参りたいと、このように思っております。

いろいろな制度がある中で、私、実は今日の議案の中で、一番最後の特別会計予算の中で、保険給付費が県下全部で約3,790億円、それに対して対象者が何人かというのが、なかなか頭の中に出て来なくて、75歳以上の方が県下に何人かといったら、大体48万人くらい。割り算すると一人当たりが当然出てくるわけです。一人当たりが78,9万円になります。それに個人負担を加えると一人当たりの大雑把にいった医療費になるわけです。

これは、先ほどの事務局の説明にもあるように、全国でも低い方から3番目くらいだそうで、低い方という意味が、医療費っていうのはお医者さんの数が少ないと概して低くなる。そういう見方もあるし、健康だという本当に素直な見方もあるし、どのあたりが本当の姿なのかと、私、この数字を見ながらそのように思っておりました。

それからもうひとつ、冒頭に申し上げましたこの数字だけでは、それぞれの市町の負担がわからないわけです。今の制度は全部県下一緒になってやっていて、県の補助金や国の補助金もこっちへ入ってしまいますので、それぞれの市町ごとに個別に入ってくると、それぞれの市町における状況がはっきり出るが、一緒の財布になってしまう。これが全員協議会の冒頭で申しました、国保なんかもこういう風な形になってきちゃって、けれども数字で割り算をやっているのが、どんどん数字だけ増えてということになることを大変恐れております。

こうした医療費制度、保険制度についていろいろな課題があると思いますけれど、是非またそれぞれの市町で、より健全な運営もそうですし、また、市民・町民の皆さまにも、こういう制度をよく御理解いただいて、そして、それぞれがしっかりとした運営をしていただく、御説明をしていただく。すべて皆さん説明なさっていると思いますけれど、私は自分を省みて、反省をしながら、そのように申したいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

○議長（石上顕太郎君）これにて、平成27年静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を閉会いたします。

午後3時23分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 石 上 頭 太 郎

議 員 高 村 謙 二

議 員 鷹 嶋 邦 彦